

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）  
(抜粋)

（取引等の記録の作成）

第三条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、  
主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地）、  
数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める  
事項に関する記録を作成しなければならない。

2 [略]

（一般消費者に対する産地情報の伝達）

第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2・3 [略]

（勧告及び命令）

第九条 主務大臣は、米穀事業者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 [略]

（報告及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、米穀事業者若しくは米穀等の運送業者若しくは倉庫業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、店舗、倉庫、船舶、車両その他米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供、輸送若しくは保管の業務に關係がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

○米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成21年内閣府令・財務省令・農林水産省令第1号）（抜粋）

（米穀事業者間における産地情報の伝達方法）

第二条 [略]

2 米穀事業者は、他の米穀事業者から譲り受けた指定米穀等（これを原材料とする指定米穀等を含む。）について法第四条第一項の規定により産地を伝達する場合は、譲受けの相手方から伝達された産地の情報に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。

3 [略]

4 前項の規定による産地の表示については、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成二十一年財務省令・農林水産省令第一号）第二条第三項各号に定めるところにより行うものとする。

5 [略]

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)

第三条 [略]

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、法第八条第一項の規定による産地の伝達について準用する。

○米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年財務省令・農林水産省令第1号）  
(抜粋)

(取引等の記録の記録事項)

第二条 法第三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、記録が分類又は整理されており、当該事項が明らかである場合にあっては、第六号に掲げる事項に関する記録を作成することを要しない。

一 [略]

二 譲受け又は譲渡しをした米穀等が指定米穀等（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百六十一号）第一条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げるものであって、一般消費者への販売用に包装され、又は一般消費者への販売用の容器に入れられたもののうち、当該包装又は容器に産地が表示されているものを除く。）である場合にあっては、その産地（米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（以下この号において「米飯類」という。）を含む料理その他の飲食料品にあっては、当該米飯類の産地に限る。）

三～七 [略]

2 [略]

3 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 産地が国内のものにあっては国内産である旨を、産地が外国のものにあっては当該外国が産地である旨を記録すること。ただし、産地が国内のものにあっては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名（第三号において「都道府県等」という。）が産地である旨を記録することができる。

二 [略]

三 第一号ただし書の規定により都道府県等が産地である旨を記録する場合であって、産地である都道府県等が二以上あるときは、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記録すること。ただし、産地である都道府県等が三以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に二以上の産地を記録し、その他の産地をまとめて「その他」等と記録することができる。

四～七 [略]

4 [略]